

品質管理審議会規則

制定 平成 18 年 12 月 11 日

(総則)

第 1 条 この規則は、会則第 125 条第 7 項の規定に基づき、品質管理審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項を定める。

(審議会議長)

第 2 条 審議会の審議会議長は審議会を組織する者（以下「委員」という。）のうちから、互選により決定する。

2 審議会議長の職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

(審議会の招集)

第 3 条 審議会は、審議会議長が招集する。

2 審議会議長は、審議会を招集しようとするときは、各委員に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知しなければならない。

(審議会の議事進行)

第 4 条 審議会の議事は、審議会議長が進行する。

(審議会の議決)

第 5 条 審議会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

2 審議会の議決は出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合には、審議会議長の決するところによる。

(資料の入手)

第 6 条 審議会は、上場会社監査事務所部会への登録の可否、登録監査事務所に対する措置、未登録の上場会社監査事務所に対する取扱い、その他上場会社監査事務所の登録に関する事項を審議又は審査するに当たり、品質管理委員会が入手した当該事案に係る資料を利用することができる。

(審議会の利害関係者の排除及び範囲)

第 7 条 上場会社監査事務所部会への登録の可否、登録監査事務所に対する措置、未登録の上場会社監査事務所に対する取扱い、品質管理レビューによる限定事項等の概要の開示の取り止め又は不服申立の対象となる公認会計士又は監査法人と利害関係のある委員は、当該事案に係る審議又は審査に関与してはならない。

2 前項の利害関係は、次の場合に該当する。

- 一 当該公認会計士の事務所を主たる事務所とする者又は当該公認会計士の事務所に勤務する者
- 二 当該監査法人の社員又は当該監査法人に勤務する者
- 三 その他、当該公認会計士の事務所又は監査法人と著しい利害関係があり、公正を疑われると審議会が議決した者

(委員会の議事録)

第 8 条 議事録は審議会の都度作成し、本会に保存しなければならない。

2 議事録には次に掲げる事項を記載する。

- 一 審議会の開催日時、場所

- 二 審議会の出席者
- 三 議事の経過及び結果
(予備委員)

第9条 委員に事故があるとき、又は委員が欠けたとき(利害関係がある場合を含む。)は、審議会長が指名する予備委員がその職務を行うものとする。この場合において、審議会長は、その旨を遅滞なく会長に報告するものとする。

附 則

この規則は、会則第7章の改正規定について、金融庁長官の認可のあった日(平成19年2月2日)から施行し、平成19年4月1日から適用する。